

議案第31号

朝来市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月7日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市青少年問題協議会の庶務を担当する部署を改めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

朝来市青少年問題協議会条例（平成17年朝来市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条中「朝来市教育委員会」を「まちづくり協働部生涯学習課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第31号資料

### 朝来市青少年問題協議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>朝来市教育委員会</u> で処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>まちづくり協働部生涯学習課</u> で処理する。